

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第19回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成22年3月3日（水） 10:00～11:40

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）清水治，新関輝夫，永尾広久，野口郁子，山口幸雄（委員長）

（庶務）今坂総務課長，東総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 委員長の選任について

(2) 平成22年下半期の裁判官氏名候補者に関する情報収集について

ア 弁護士任官候補者について

イ 再任（判事任命）候補者について

(3) その他

ア 議事要旨について

イ 平成22年度下半期の答申結果について（報告）

5 審議資料

5.2 裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付について（通知） 添付省略

5.3 弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書（所属弁護士会対応裁判所あて）

5.4 弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書（担当事件係属裁判所あて）

5.5 弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書（所属弁護士会対応検察庁あて）

5.6 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（担当事件相手方弁護士あて）

5.7 弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供依頼文書（候補者本

人あて)

5 8 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書(実情をよく知る弁護士あて)

5 9 判事再任(任命)候補者の情報収集の依頼文書(検察庁あて)

6 0 判事再任(任命)候補者の情報収集の依頼文書(弁護士会あて)

6 協議等

(1) 委員長の選任について

ア 委員長の選任について、委員から次のとおり意見が述べられた。

これまで本地域委員会の委員長は、福岡地方裁判所の所長が選任されてきたところであるが、指名諮問委員会は、裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意見を反映させることを目的としているものであることから、地域委員会においても一般の国民の意見を反映させるべきであり、委員長を法曹三者から選任すること、特に福岡地方裁判所長を委員長として選任することは差し控えるべきであると考え。また、委員長は本地域委員会の議事要旨作成の最終権限者であり、議事要旨は本委員会の議論の内容を広く国民に周知するためのものであることから、庶務と福岡地方裁判所長、すなわち裁判所内部で最終的な議事要旨を作成することには疑問が生じる。この意味でも福岡地方裁判所長を委員長として選任することは差し控えるべきであると考え。

イ これについて、協議された。出された意見は次のとおりである。

- ・ これまでも福岡地方裁判所長が委員長として各委員の意見を取りまとめを行い、本地域委員会の進行を行ってきたことにより、活発な議論を行うことができてきたことから考えると、従来どおり地方裁判所長が選任されても問題ないと考え。
- ・ 議事進行に加え、事務局の事務処理の時間的な制約等から考えて福岡地方裁判所長が選任される方がよいのではないかと考える。
- ・ 福岡地方裁判所長が委員長であっても、本地域委員会では率直かつ活発

な意見が交わされており，委員長が独断で決めたり，委員の発言を押さえ込むようなことはなかったことを考えると，福岡地方裁判所長が委員長に選任されても弊害はないと考える。

- ・ 地域委員会は，裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意見を反映させるためのものであり，そのためには裁判官の人事に関わる情報の収集が必要となる。適切な情報を収集するためには，裁判官の人事に詳しい地方裁判所長が委員長として委員会を進行することが相当であると考え。

ウ 協議の結果，山口委員が委員長に選任された。

(2) 平成 22 年下半期の裁判官氏名候補者に関する情報収集について

ア 弁護士任官候補者について

庶務から弁護士任官候補者について説明がされ，審議資料 57 及び同 58 については，次のとおり修正した上，審議資料 53 から審議資料 58 の弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて，全委員が了承した。

- ・ 「福岡地域委員会委員長」とあるのを「福岡地域委員会地域委員長」と改める。

イ 再任（判事任命）候補者について

庶務から再任（判事任命）候補者について説明がされ，審議資料 60 については，次のとおり修正した上，審議資料 59 及び同 60 の再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて，全委員が了承した。

- ・ 本文第 3 段落の「おって，」以下の下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議を引用した部分は，引用の正確性を確保するため，「(指名候補者の)」及び「(情報の)」の各文言を削除する。

(3) その他

ア 議事要旨について

(ア) 議事要旨について、委員から次のとおり意見が述べられた。

福岡地域委員会の議事要旨は、これまで他の地域委員会の議事録に比べて充実しており、読んだ人からは好評であった。ところが、前回の議事要旨は従前に比べて極めて簡略化されており、判断基準等についての議論が多少なりともされたにも関わらず、そのことがほとんど反映されていない。とても不満であり、これでは2時間もかけて議論したことが広く国民に伝わるはずがない。『名もない、顔もない司法』（ダニエル・H・フット：NTT出版）は、議事要旨があまりにも形式的であって、内容が伝わってこないことを厳しく批判している。裁判官の再任審査に当たって、どのような点が判断基準となっているのか、その適用についての具体的事情は開示されるべきだという指摘に地域委員会は応える必要があると考える。

(イ) これに対し、庶務から次のとおり説明がされた。

議事要旨については、第12回地域委員会において「具体的な個人が特定されるような内容は掲載すべきではない」とすることで基本的に各委員の意見が一致したとされており、これに基づいて議事要旨案を作成しているところである。前回についても個別の候補者について交わした内容については割愛させていただいたが、判断基準等についての議論に関しては削ってはいない。

なお、議事要旨の作成過程は、次のとおりであり、各委員の意見を伺った上で、委員長承認を経て議事要旨を確定させている。

庶務において、プライバシー等に配慮した議事要旨（1次案）を作成する。

各委員は、議事要旨（1次案）に対する意見を述べる。

庶務は、各委員からの意見を反映した議事要旨（2次案）を作成

する。

各委員は議事要旨（２次案）に対する意見を述べる。

（以下， ， の繰り返し）

(ウ) 上記の意見及び説明に対し，各委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 議事要旨を簡素化すると，本地域委員会での議論の内容が国民に伝わらない。議事要旨については，プライバシーに配慮する必要があるが，対象となる人物が特定できない程度に詳しく記載すべきである。
- ・ 委員から議事要旨（１次案）に記載されていない事項を追加して記載することを求められた場合には，庶務は直ちに意見を反映するのではなく，その他の委員から当該事項を記載することの是非について，意見を述べる機会を確保すべきである。議事要旨への記載の是非の判断が困難な場合には委員会を開催し，議事要旨への記載の是非を検討すべきである。
- ・ 庶務はあらかじめ庶務から示された議事要旨（１次案）と各委員からの意見を反映させた議事要旨（２次案以降）との相違点についてはアンダーライン等を利用するなどして一瞥して分かるように工夫されたい。

(I) 協議の結果，次の事項について，全委員が了承した。

- ・ 議事要旨（案）に記載されていない事項について，委員が庶務に対し，新たに追加することを求めた場合には，庶務は，その他の委員に対し，当該事項を記載することの是非について，意見を述べる機会を確保すること
- ・ 庶務は，各委員の意見に基づき修正した議事要旨（案）を各委員に提示する場合には，修正部分を明確にすること

イ 平成２２年度下半期の答申結果について（報告）

庶務から平成２２年度下半期の答申結果について報告された。

7 次回の福岡地域委員会の期日は、5月21日（金）午後3時と指定された。